○農林水産省告示第二千百四十二号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十七年十月一日と定め、公示する。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣　林　芳正

第一の一の附の六中「生産局長」を「農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）」に改め、第一の一の附の七中「農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）」を「政策統括官」に改め、第一の二の附の四及び六中「生産局長」を「政策統括官」に改め、第一の三の附の三中「精米には、」の下に「異物として」を加え、「生産局長」を「政策統括官」に改め、第一の三の附の四、四の附の六及び九、五の附の十一及び十四、六の附の三及び六、七の附の七及び定義の七、八の附の六、九の附の八、十の附の二並びに十一の附の七中「生産局長」を「政策統括官」に改める。

○農林水産省告示第二千百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県西白河郡西郷村大字鶴生字萱窪一の五、一の七から一の九まで、字黒土一の九、一の一〇、大字羽太字與惣兵衛一の八、二の一一、二の一二、二の一四から二の二二まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県東白川郡塙町大字真名畑字道ノ沢五四の三、五六、七五の一、七七の五、八三から八五まで、九一の二、九一の三、九八、字品平一四から一六まで、一八から二〇まで、二二の三、二三、二三の二、字須釜六一、八五の四、八五の五、八五の八、八五の九、八五の一三、八五の二〇、八五の二一、八五の三〇、八五の三五、八六から九八まで、一一五、一一六、一一八から一二〇まで、一二二、一二六、字菖蒲三一の一、三二の一、三二の二、三二の五、三三の一、三三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県会津若松市東山町大字湯川字西向甲七〇五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百九十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百二十八号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年口永良部島（新岳）の噴火による災害	鹿児島県	平成二十七年五月二十九日から平成二十七年十二月十七日まで
	屋久島町	

○経済産業省告示第百九十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年台風十八号等による災害	宮城県	平成二十七年九月九日から平成二十七年十二月十七日まで
	仙台市 栗原市 東松山市 大崎市 松島町 大和町 加美町 涌谷町	
	茨城県	
	古河市 結城市 下妻市 常総市 守谷市 筑西市 坂東市 つくばみらい市 八千代町 境町	
	栃木県	
	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 下野市 壬生町 野木町	